

議案第 4 5 号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日提出

向日市長 久 嶋 務

## 条例第 号

### 向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

向日市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の向日市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償について適用する。

〈参 考〉

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u> に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u> に定める給付</p>	<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p>